

参考資料

参考1 文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

	26文都都第572号	平成27年3月26日
一部改正	27文都都第97号	平成27年5月29日
一部改正	27文都都第203号	平成27年7月16日
最終改正	28文都都第27号	平成28年4月1日

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の実施に係る連絡調整を行うため、文京区バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 基本構想に基づく重点整備地区別計画の策定に関すること。
- (3) その他区長が必要であると認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員40人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体、高齢者団体等を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 関係行政機関
- (5) 施設管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 関係事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要であると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長及び土木部管理課長の職にある者とする。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

付 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

参考2 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

No.	区分	所属	氏名	
1	学識経験者	岩手県立大学 名誉教授	元田 良孝	
2		東京大学 大学院工学系研究科建築学専攻 教授	西出 和彦	
3	障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	
4		文京区肢体障害者福祉協会	中村 雄介	
5		文京区内部疾患友の会	田中 誠一郎	
6		文京区聴覚障害者協会	新井 賢二	
7		文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	
8		文京区家族会	前山 栄江	
9		文京区知的障害者（児）の明日を創る会	佐藤 澄子	
10		区民 高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	三宅 絢子
11	商店街	文京区商店街連合会	野上 信吉	
12	町会	文京区町会連合会	諸留 和夫	
13	地域員	文京区民生委員児童委員協議会	水野 妙子	
14	公募		猿渡 達明	
15			土岐 悦康	
16			西村 久子	
17			井本 佐保里	
18	関係行政機関 国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長	笠間 雅弘	
19	東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	谷崎 馨一	
20	施設管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	三條 憲一
21		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長	橋本 春彦
22		区道	文京区 土木部 道路課長	佐久間 康一
23		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	田中 功
24		区立公園	文京区 土木部 みどり公園課長	橋本 万多良
25	交通管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長（平成29年2月19日まで）	高橋 勝久
26			富坂警察署 交通課長（平成29年2月20日から）	守谷 光明
27			本富士警察署 交通課長	馬渡 幸一
		駒込警察署 交通課長	岡本 明治	
28	交通事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	木津 和久
29			東京都 交通局 総務部 総合技術調整担当課長	生越 啓史
30		都営バス	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長	島崎 健一
31		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 部長代理	西窪 裕光
32	関係事業者	高齢者あんしん相談センター富坂 事業所長	望月 修	

参考3 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名
1	文京区企画政策部長	吉岡 利行
2	文京区福祉部長	須藤 直子
3	文京区都市計画部長	中島 均
4	文京区土木部長	中村 賢司
5	文京区企画政策部企画課長 事務取扱 企画政策部参事	加藤 裕一
6	文京区アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長	横山 尚人
7	文京区福祉部福祉政策課長	木幡 光伸
8	文京区福祉部障害福祉課長	中島 一浩
9	文京区都市計画部都市計画課長	鶴沼 秀之
10	文京区土木部管理課長 事務取扱 土木部参事	小野 光幸

参考4 検討経緯

回	会議名及び開催日	主な検討内容
1	第1回 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 平成28年5月19日(木)	(1) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画の策定方針について
2	事業者説明会 平成28年5月31日(火)	(1) 文京区バリアフリー基本構想について (2) 地区別計画の策定について (3) 質疑応答
3	まち歩きワークショップ 平成28年7月1日(金) 平成28年7月4日(月)	生活関連施設・生活関連経路の現地確認及び意見交換 7/1 都心地域(参加者32名) 7/4 下町隣接地域(参加者26名)
4	第2回 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 平成28年11月8日(火)	(1) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画の素案について
5	第3回 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 平成29年1月23日(月)	(1) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画の案について (2) 平成29年度の取組みについて

※各協議会前に推進委員会を実施(検討内容は協議会と同様)

参考5 まち歩きワークショップの実施概要と主な意見

開催日程

- 【都心地域】 日時：平成28年7月1日（金） 13時30分～17時00分
会場：文京シビックセンター3階 障害者会館 会議室A・会議室B
- 【下町隣接地域】 日時：平成28年7月4日（月） 13時30分～17時00分
会場：不忍通りふれあい館 地下1階ホール

プログラム

項目	時間	内容
1.開会・説明	13:30 (5分)	○開会挨拶 ○本日の目的の説明
2.現地確認	13:35 (5分)	○参加者自己紹介 ○班ごとの対象施設、現地確認ルートの確認 ○現地確認の出発準備
	13:40 (110分)	○現地確認
(休憩)	15:30 (20分)	
3.意見交換	15:50 (55分)	○各班で意見交換
4.閉会	16:45 (15分)	○各班から主な意見を報告 ○今後のスケジュール ○閉会挨拶

参加者数

都心地域：32名 下町隣接地域：26名 （交通事業者及び事務局を除く）

対象施設

項目	都心地域 7月1日（金）	下町隣接地域 7月4日（月）
鉄道駅	（都営大江戸線・三田線春日駅、 東京メトロ南北線・丸ノ内線後楽園駅、 都営三田線水道橋駅、 東京メトロ丸ノ内線御茶ノ水駅）	東京メトロ千代田線千駄木駅、 （根津駅、湯島駅）
道路	白山通り、千川通り など	不忍通り、言問通り、 コミュニティ道路 など
公共施設（窓口） ・集会施設	文京シビックセンター、 湯島総合センター	不忍通りふれあい館、根津総合センター、 汐見地域活動センター
保健施設・病院	東京医科歯科大学医学部附属病院	保健サービスセンター本郷支所、 駒込病院
文化・教養 ・教育施設	東京ドーム	森鷗外記念館、文京区教育センター、 東京大学 本郷キャンパス
商業施設	ラクーン	—
宿泊施設	東京ドームホテル、 お茶の水セントヒルズホテル	—
公園・運動場	（磯川公園）	—

かっこ内の施設は見学の対象ではなく、移動時に通過した施設です。

まち歩きワークショップでの主な意見

◎良い点、△悪い点・改善点

点検対象	意見内容
鉄道駅	◎ベンチがたくさん設置されている。(千駄木駅) ◎多機能トイレは十分な広さであった。(千駄木駅) ◎案内表示が大きく、色分けされている、音声案内も充実している。(千駄木駅) △出入口の視覚障害者誘導用ブロックが複雑である。(水道橋駅) △視覚障害者誘導用ブロックの形状が統一されていない。(後樂園駅) △ホームドアが設置されていない。(千代田線各駅) △後樂園・春日駅の出口(地下2階)からシビックセンターまでのバリアフリールート をわかりやすく案内してほしい。
道路	◎道路の色使いによって自動車のスピードが抑制されている。(コミュニティ道路) ◎歩車道の段差のUDブロックは視覚障害者にも車いす使用者にも使いやすい。(全般) △歩道の真ん中に電柱や街灯があり歩きづらい。(不忍通り、言問通り) △視覚障害者誘導用ブロックの規格が古く、敷き方も適切でなかったり、老朽化して破 損している箇所がある。(不忍通り、本郷通りほか) △歩道の勾配が大きく歩きにくい。(白山通り・千川通り) △バス停に屋根がついていない。(言問通り) △信号の青時間が短いところがある。(白山通り) △音響式信号機のボタンからの音量が小さく聞こえにくい。(白山通り・千川通り) △自転車と接触しそうで危険である。(複数道路) △多数の不法占用物件(看板、椅子、自転車の駐輪)がある。(複数道路) △エスコートゾーンを設置してほしい。(全般) △案内標識がもっとあった方が良い。(全般)
公共施設 (窓口) ・集会施設	◎通路の両側手すりで切れ目がないので良い。(不忍通りふれあい館) ◎電光掲示板の番号が見やすく、音声案内もある。(戸籍住民課窓口) △出入口付近の自転車が通行の妨げになっている。(湯島総合センター、根津総合センター) △和式トイレは洋式にしてほしい。(湯島総合センター) △耳マークや筆談具を設置し、筆談対応をしてほしい。(全般) △正面出入口がわかるように音声標識があると良い。(全般)
保健施設 ・病院	◎親切に案内してくれる。(保健サービスセンター本郷支所) ◎出入口から総合案内所まで視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。(駒込病院) ◎地下鉄出口から建物まで屋根が連続している。(東京医科歯科大学医学部附属病院) △床に矢印などの案内があるとわかりやすい。(駒込病院) △視覚障害者誘導用ブロックが壁や鉢植えに近すぎたり、古い規格で輝度比が確保され ていないところがある。(東京医科歯科大学医学部附属病院)
文化・教養 ・教育施設	◎多機能トイレが広々としてきれいだった。(森鷗外記念館、文京区教育センター) ◎人的対応があるのは良い。(東京ドームシティ総合案内所) △デザインを重視しすぎていて案内が見にくい。(森鷗外記念館、文京区教育センター) △ガラス張りが多く、弱視等の方にはわかりにくいので、テープ、シール等が目の高さ に貼ってあると注意喚起になって良い。(文京区教育センター) △車いす用観客席は車いす目線だと前の座席の人の頭で視界が遮られる。(東京ドーム)
商業施設	◎主要な通路に段差がなく、歩きやすい。(ラクーア) △ドアが開き戸で開けにくいので自動ドアにしてほしい。(ラクーア) △店舗と通路の境界線に商品棚がはみ出しているところもあった。(ラクーア)
宿泊施設	◎子連れの客には別の受付が設置されていた。(東京ドームホテル) ◎バリアフリールームが1階にあるのはよい。(お茶の水セントヒルズホテル) △外階段に鉢植えを置きすぎていて体を支えられない。(お茶の水セントヒルズホテル)
公園・ 運動場	△階段の前に視覚障害者誘導用ブロックがない。(礪川公園) △出入口のスロープは利用者が多く、ベビーカー等がすれ違い可能な幅が必要である。 (礪川公園)

参考6 心のバリアフリーワークショップの実施概要と主な意見

開催日程

日時：平成28年11月13日（日） 10時00分～16時00分

会場：文京総合福祉センター

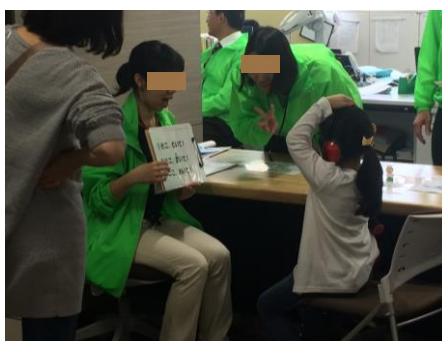
実施内容

文京総合福祉センター祭りで実施した「障害体験スタンプラリー」の一環として、文京区のバリアフリーについて区民の方のご意見を伺いました。「心のバリアフリーの木をつくろう！」をテーマに、バリアフリー基本構想の展示についての意見や障害体験をして気づいたこと、心のバリアフリーについて感じたことを付箋に記入していただき、掲示しました。

また、文京区障害者基幹相談支援センターによる心のバリアフリーシンポジウムのなかで、バリアフリー基本構想の取組や、まちの身近なバリアフリーの工夫などを紹介しました。



障害体験をして気づいたことや心のバリアフリーについて感じたことを付箋に記入して掲示（心のバリアフリーの木）



障害体験スタンプラリーでは、高齢者や障害者（視覚障害、聴覚障害、車いす、統合失調症、AD/HD）の疑似体験を実施



シンポジウムではまちの身近なバリアフリーの工夫を紹介

主な意見

<全体>

- ・ 貴重な体験だった。電車内や施設で介助できるように心がけたい。
- ・ 相手を思いやる気持ちが大切である。
- ・ いろいろ体験させていただいて障害を持っている方が大変だということがわかった。

<高齢者体験>

- ・ 高齢者疑似体験では体が重く歩くのが怖かった。
- ・ 高齢者疑似体験をしてこれからおじいちゃん、おばあちゃんを大事にしようと思った。

<視覚障害体験>

- ・ 自分が思っていたよりも目が見えないと不安で怖かった。
- ・ 白杖体験は特に一人だと不安だと感じた。誰かが寄り添う、付き添うことが大切だと感じた。
- ・ スポーツセンター前は白杖の人も多いので、自転車の運転に気を付けようと思った。

<車いす体験>

- ・ 車いす体験は体力もいり、思うような方向にいけなく大変だと思った。

<統合失調症体験>

- ・ 統合失調症(AD/HD)の人やその家族は大変だと思った。

参考7 移動等円滑化に関する事項

移動等円滑化に関する主な基準等

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

表 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成18年12月
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成18年12月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成25年6月
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成25年6月
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成24年7月 (追補版平成27年7月)
条例等	公共交通・道路公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成26年9月
	道路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	公園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 平成18年12月
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	駐車場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成19年2月
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成25年8月
トイレ	生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 —とつきよつトイレ、その方向性—	東京都福祉のまちづくり推進協議会 平成18年7月	

移動等円滑化に向けた配慮事項

バリアフリー基本構想では、区民意見をもとに、各事業者が移動等円滑化に向けて配慮すべき事項として以下を整理しています。

- ※1) 配慮事項は区民意見を基に整理しており、関連ガイドラインに示された整備水準を考慮していません。
- ※2) **赤字**は関連ガイドラインに同様の記載があるもののうち特に区民意見の多かったもの、**青字**は記載がないものです。

(1) 公共交通の移動等円滑化

① 旅客施設(鉄道駅)

項目	共通の配慮事項
①通路	主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。また、利用客数が多い駅については、 バリアフリー経路の増設に努める とともに、他の経路と比べて極端に遠回りにならないようにする(乗換時も同様)。
	動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保(視覚障害者誘導用ブロックの配置)する。
②上下移動	階段は、 段鼻の色を強調 し、段を識別しやすいようにする。
	エレベーターは、 障害者が利用しやすい構造 とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いす利用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。
	エスカレーターは、 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置 する。
③ホーム	転落防止のため、 ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置 する。
	ホームの幅員が狭い箇所には、車いす利用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。
	ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。
	乗降位置を表示するとともに、 視覚障害者がわかりやすい位置に点字を貼付 する。
	乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。
④券売機等	視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。
	車いす利用者でも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい(反射しない)券売機等を設置する。
⑤トイレ	インターホン等を活用できない聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。
	車いす利用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など)。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置 する(ベビーチェアや 幼児用便座 など)。
	多機能トイレや一般トイレの個室に設ける 荷物台や荷物掛けは、車いす利用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置 する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。

項目	共通の配慮事項
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	エスカレーターによる経路が連続していない場合(途中から階段による上下移動が必要となる場合)は、あらかじめその旨がわかるように経路の端部に案内を掲示する。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	サインの情報内容や表現方法、設置位置がわかりやすいように配慮するとともに、可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。
	エレベーターや多機能トイレでは、障害者等が優先的に利用できるように配慮する(案内の表示など)。
⑦人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
	駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：旅客施設のバリアフリー化（国土交通省資料など）



ホームドア



可動式ホーム柵



内方線付点状ブロック

② バス

項目	共通の配慮事項
①車両	ノンステップ化や車いす使用者やベビーカー利用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
②バス乗降場・停留所	バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。（道路管理者との連携） バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。（道路管理者との連携）
③案内設備	バス乗降場や停留所における案内を充実する（わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など）。 バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。
④人的対応・心のバリアフリー	バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。 多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。 バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：バスのバリアフリー化



ノンステップバス



バリアフリー化されたバス停留所

③ タクシー

項目	共通の配慮事項
①車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシーの導入を促進する。
②人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

(2) 道路の移動等円滑化

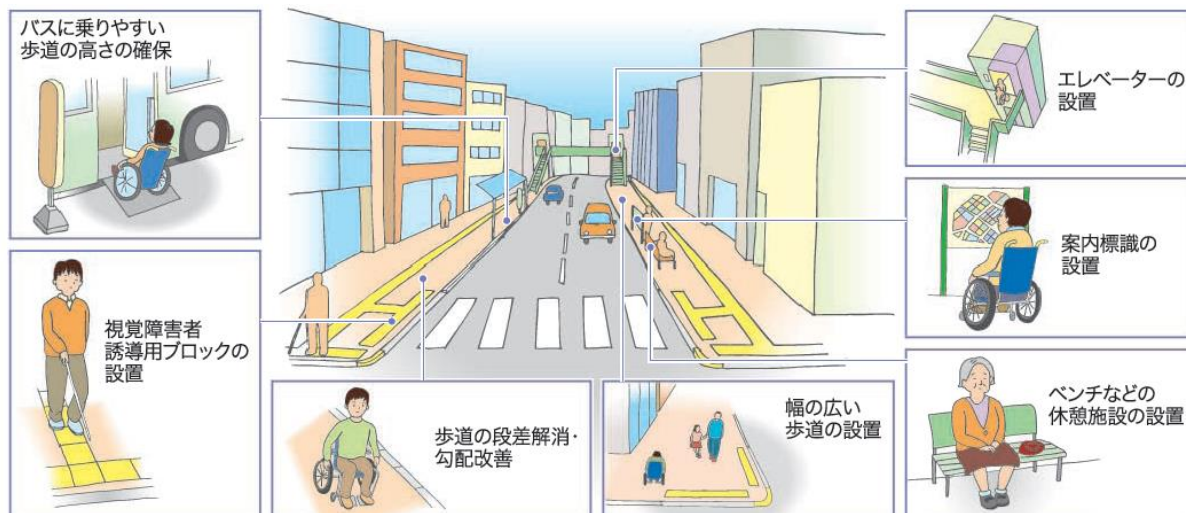
① 歩道のある道路

項目	共通の配慮事項
①整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	車両乗入れ部や交差点部における 歩道内の勾配をゆるく する。
	バス停留所を設置する歩道は、 バスに円滑に乗降できる高さ とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、十分な待合スペースを確保する。(バス事業者と連携)
	車いす使用者やベビーカー利用者が 移動しやすい舗装 を行う。
	歩車道境界ブロックは、 視覚障害者が認識でき、車いす使用者が円滑に通行できるもの にする。
	歩車道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。(関係事業者と連携)
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、 日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設 の設置に努める。
	歩道の安全性を高めるため、 自転車走行空間整備 を推進する。
②安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、 車いす使用者等が安心して滞留できるスペース(平坦な踊り場等)や高齢者等が休憩できるベンチの設置 に努める。また、道路利用者に対して、 助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置 に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した 見やすくわかりやすい案内表示の設置 に努める(必要に応じて点字表示・音声案内など)。
	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
④維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発 を推進する。(交通管理者と連携)

② 歩道のない道路

項目	共通の配慮事項
①整備	コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。（バス事業者と連携）
②安全対策	路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（交通管理者と連携）
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、滑りにくい舗装に配慮するとともに、必要に応じて手すりの設置などを検討する。また、道路利用者に対して、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④維持管理	舗装や案内設備などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（交通管理者と連携）

● 参考：道路のバリアフリー化（国土交通省資料、文京区ホームページなど）





バリアフリー化された歩道



コミュニティ道路（歩道あり）



コミュニティ道路（歩道なし：路面表示）



コミュニティ道路（歩道なし：狭さく）



助け合いの意識を喚起する標識（坂道）

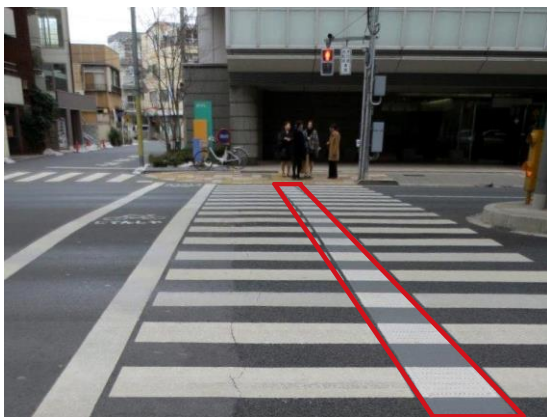


急な坂道への手すりの設置

(3) 信号機等の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①信号機等	<p>生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。</p> <p>主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンの設置を検討する。</p> <p>高齢者、障害者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。</p> <p>標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。</p>
②安全対策	<p>【歩道のない生活道路】</p> <p>路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携）</p>
③人的対応・心のバリアフリー	<p>自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）</p>

● 参考：信号機等のバリアフリー化（国土交通省資料、警察庁資料など）



エスコートゾーン



経過時間表示式信号機

(4) 建築物の移動等円滑化(駐車場を含む)

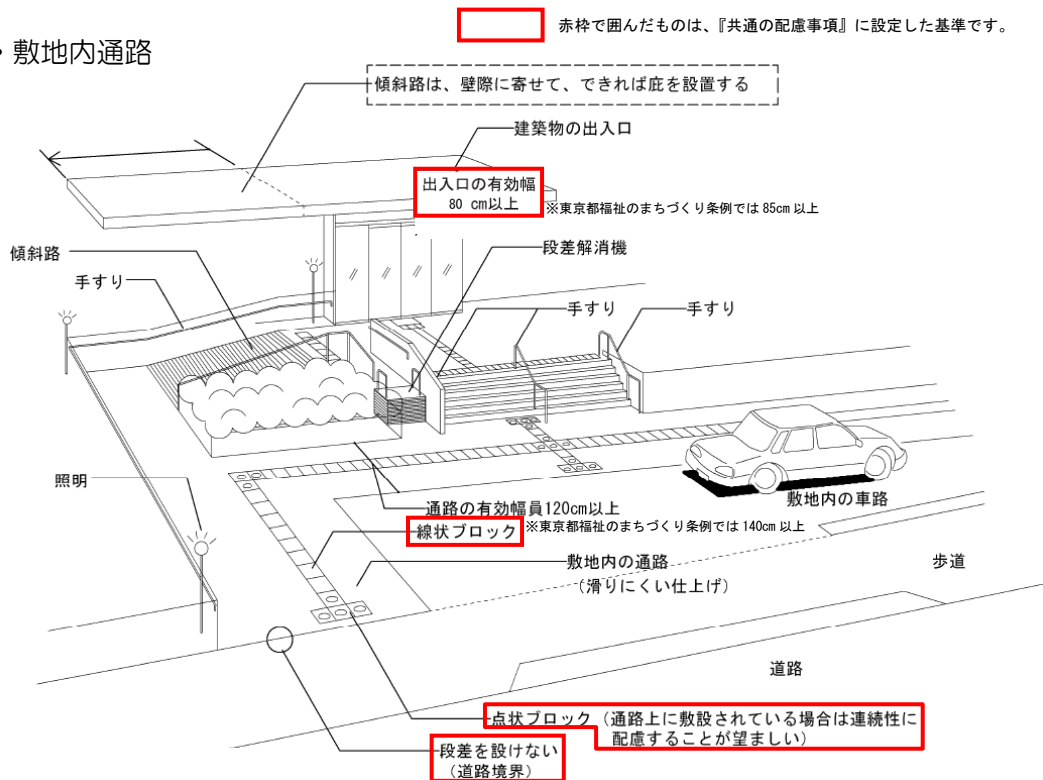
項目	共通の配慮事項
①出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、 歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置 する。 主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者や ベビーカー利用者等 に配慮した幅を確保する(80cm以上)。
②建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120cm以上)。 主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
③上下移動	2階以上の建築物には、エレベーターを設置する。 エレベーターは、 障害者が利用しやすい構造 とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。 階段は、 段鼻の色を強調 し、段を識別しやすいようにする。 階段には両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。
④トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など)。 多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置 する(ベビーチェアや 幼児用便座 など)。 多機能トイレや一般トイレの個室に設ける 荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置 する。 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑤駐輪場・駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。 出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設(幅350cm以上)を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける。 建築物出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。 エレベーターや多機能トイレでは、 障害者等が優先的に利用できるように配慮 する(案内の表示など)。 病院など順番待ちのある施設では、 呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内 するなど、 聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮 する。
⑦その他設備	受付や記入台は、車いす使用者が接近しやすい構造とする。 貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。 授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。 講演を行うホール等では磁気ループを導入 し、設備が使える旨を主催者や参加者に周知する。

項目	共通の配慮事項
⑧人的対応・ 心の バリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	建築物出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを配置し、受付・窓口からは職員が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。
	道路に面した敷地内には歩行者が休憩できるベンチの設置を検討する。

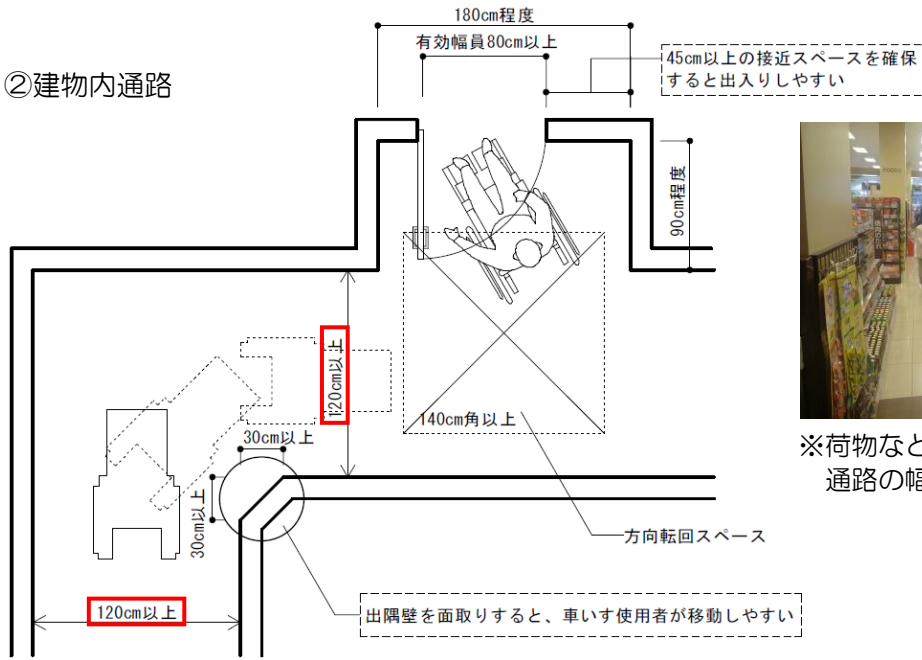
● 参考：建築物のバリアフリー化

(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(平成24年度版)より抜粋・作成ほか)

① 出入口・敷地内通路

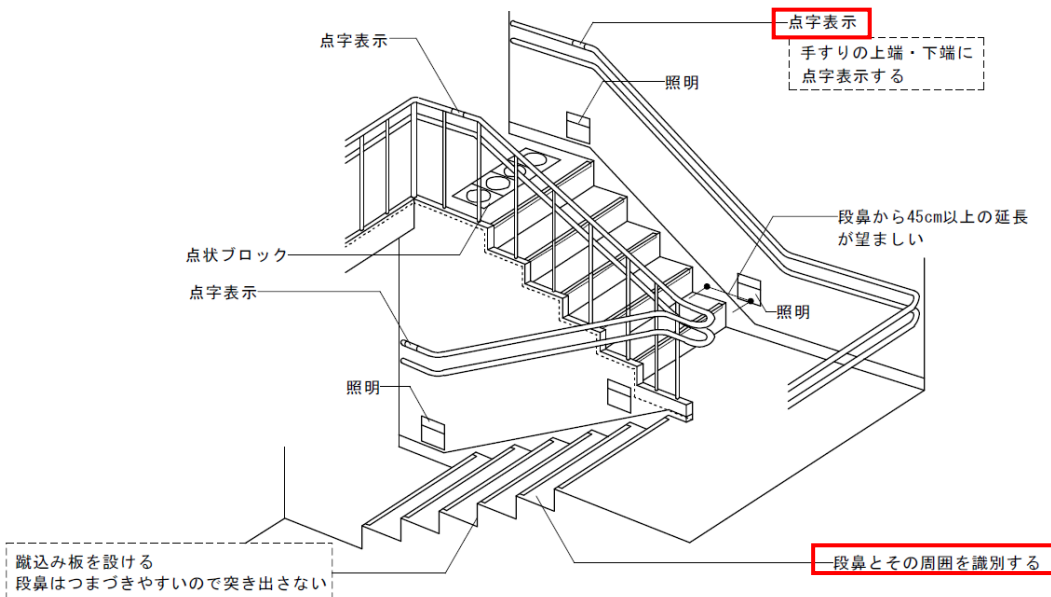
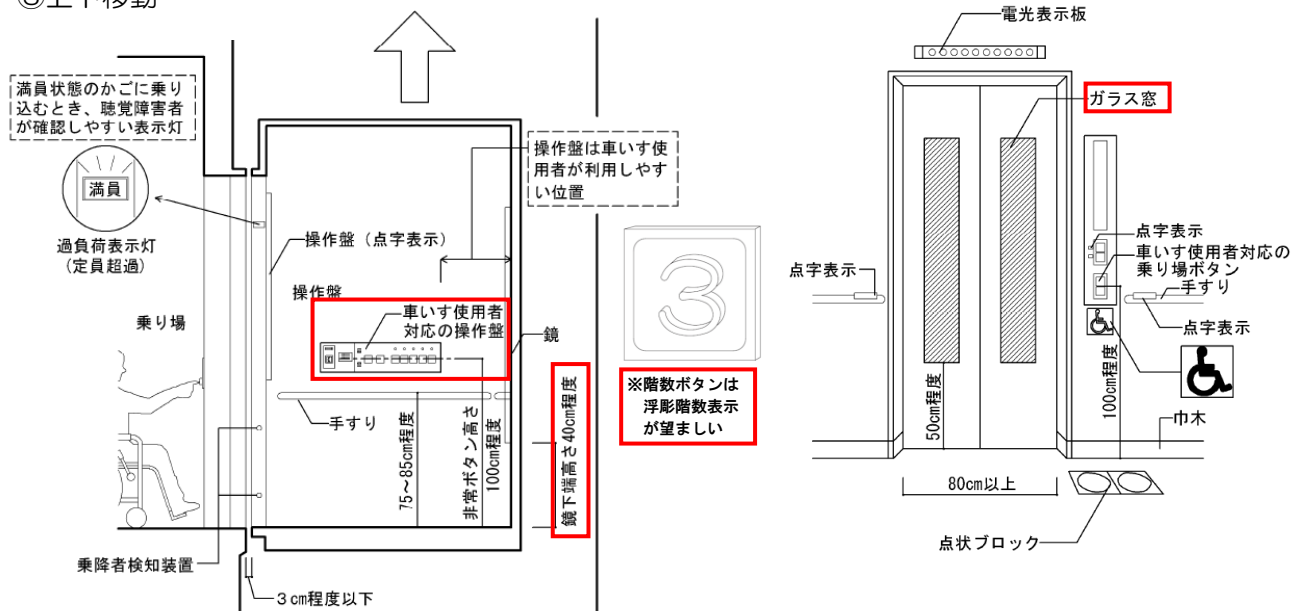


②建物内通路



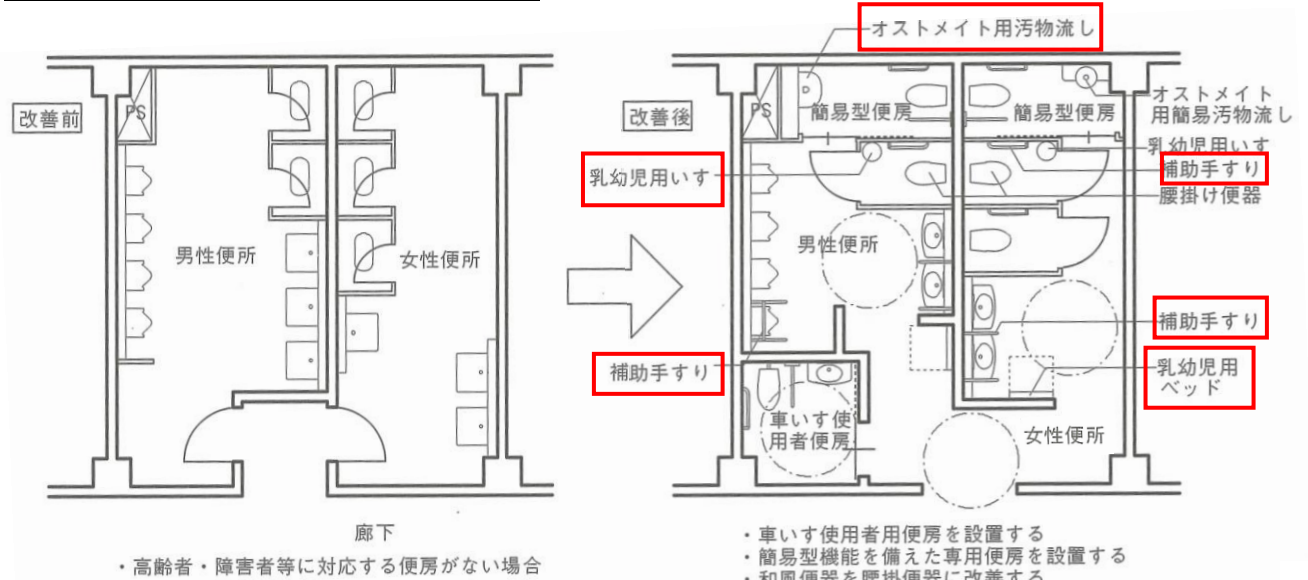
※荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする

③上下移動



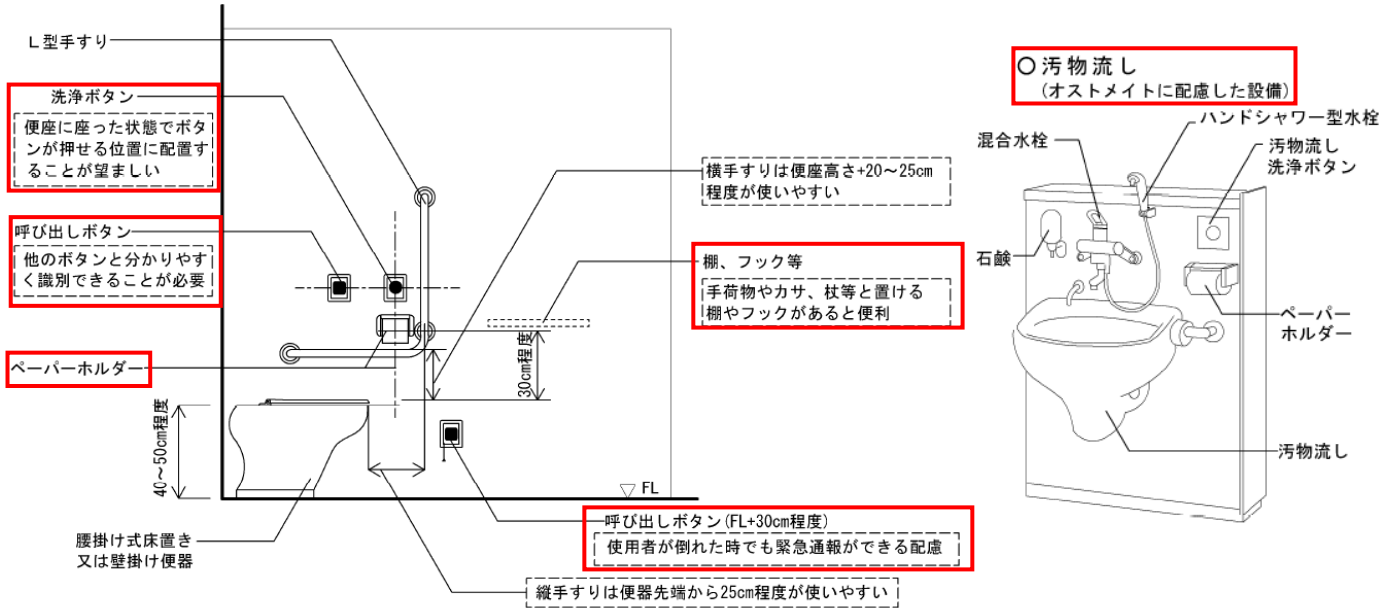
④トイレ

トイレの改善例（車いす対応・機能分散）



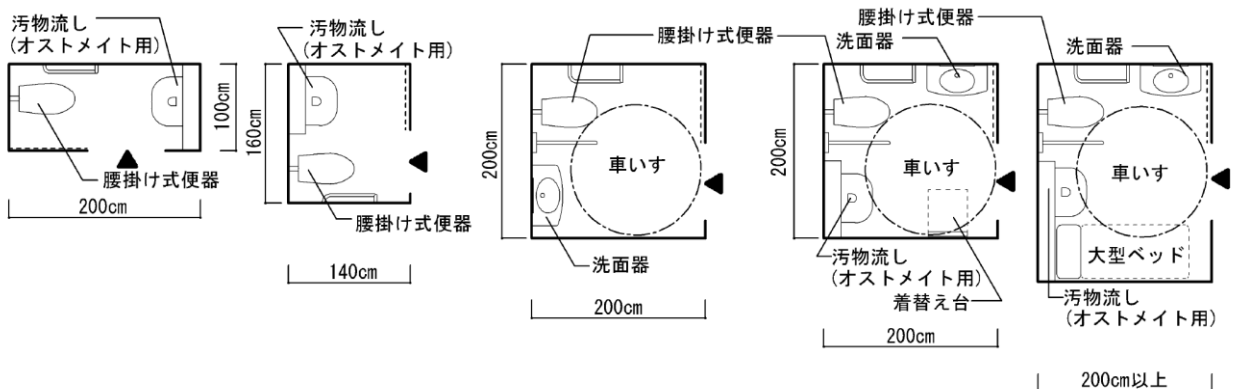
- ・車いす使用者用便所を設置する
- ・簡易型機能を備えた専用便所を設置する
- ・和風便器を腰掛便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストール又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・オストメイト用設備を設置する
- ・補助手すりや乳幼児設備を設置する

○ボタン等の配置

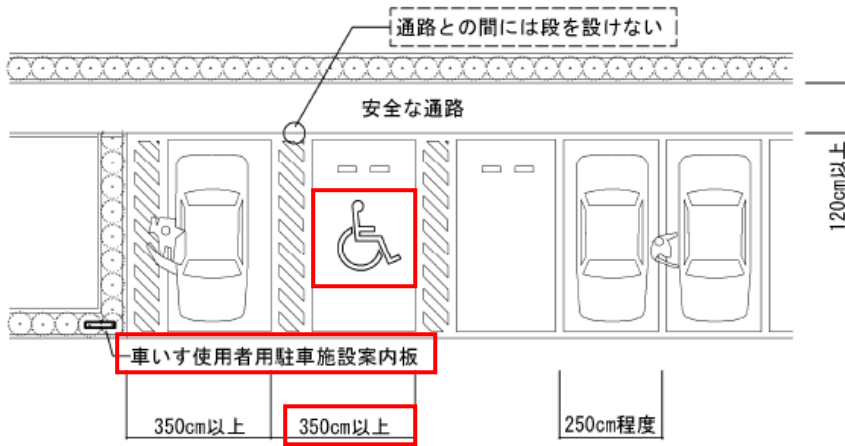


●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

○オストメイト用設備を有する便房 ○車いす使用者用便房 ○多機能便房



⑤ 駐輪場・駐車場

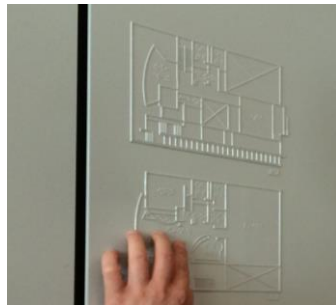


マナーアップポスター
(東京都資料より)

⑥ 案内設備



ピクトグラムによる案内



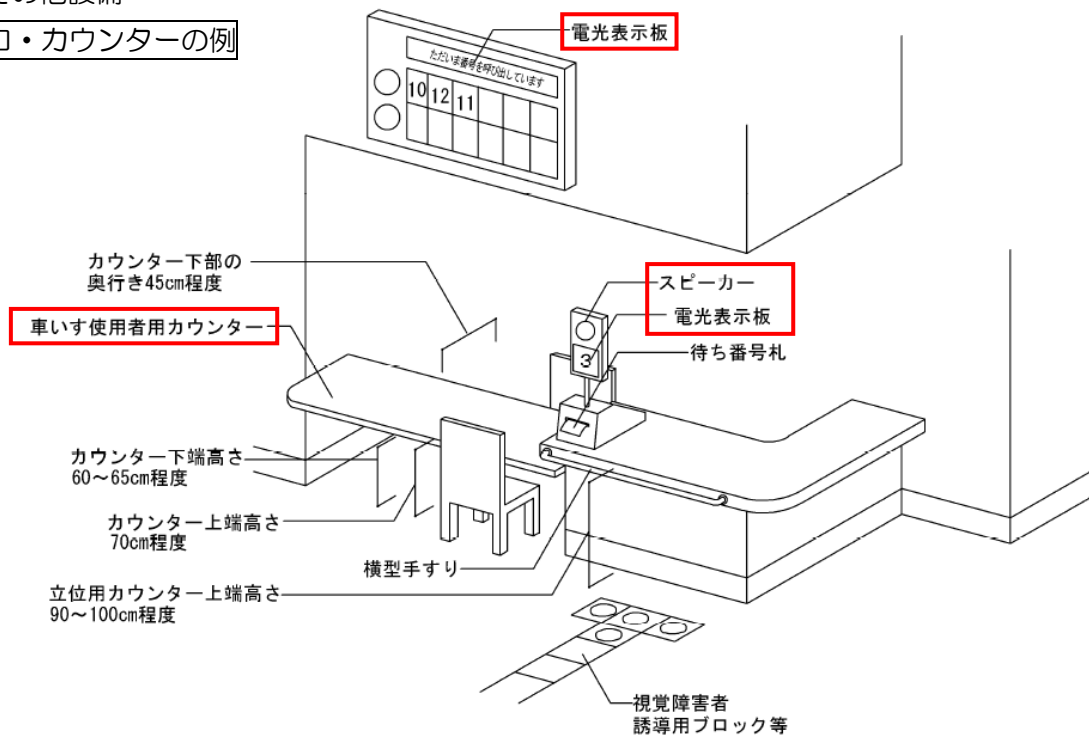
触知図や音声による案内



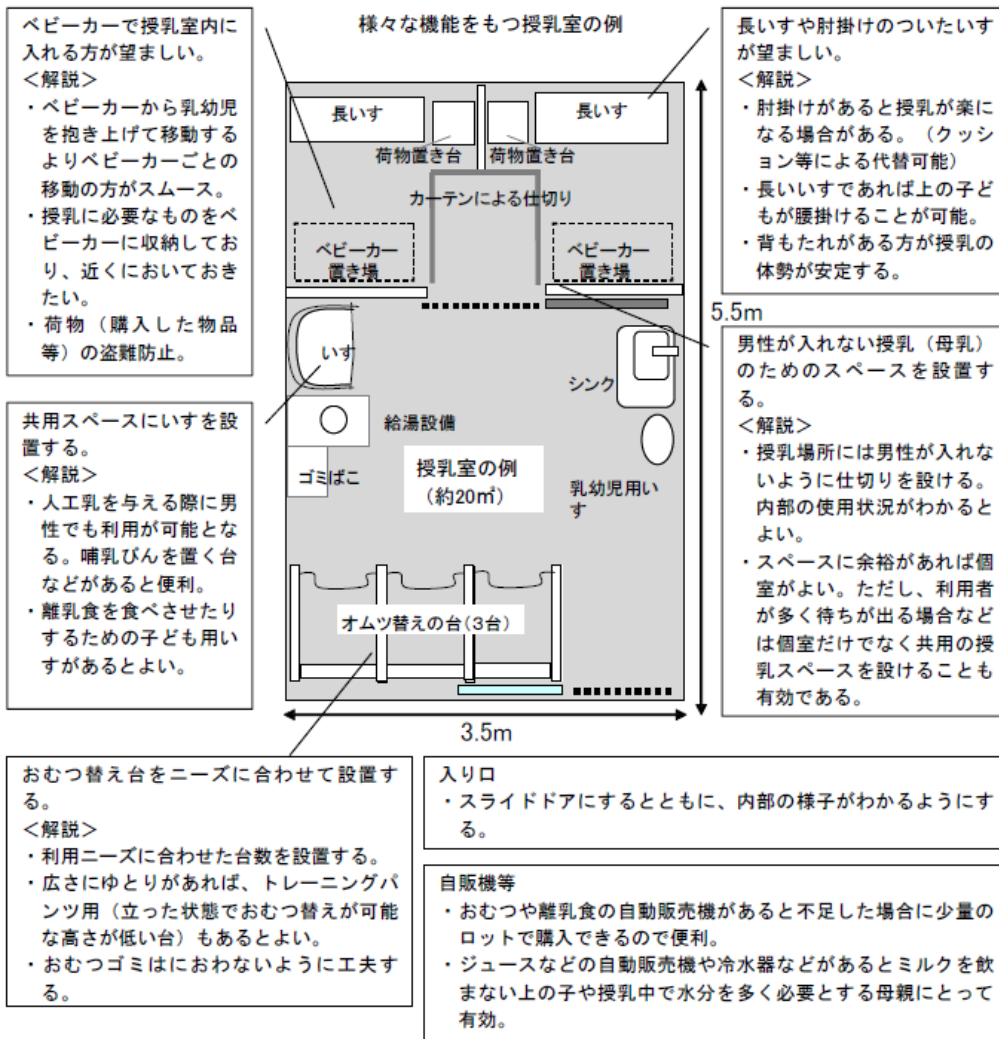
総合案内 (人による対応)

⑦ その他設備

窓口・カウンターの例



授乳室の配置例



⑧人的対応・心のバリアフリー



耳マーク・筆談用具

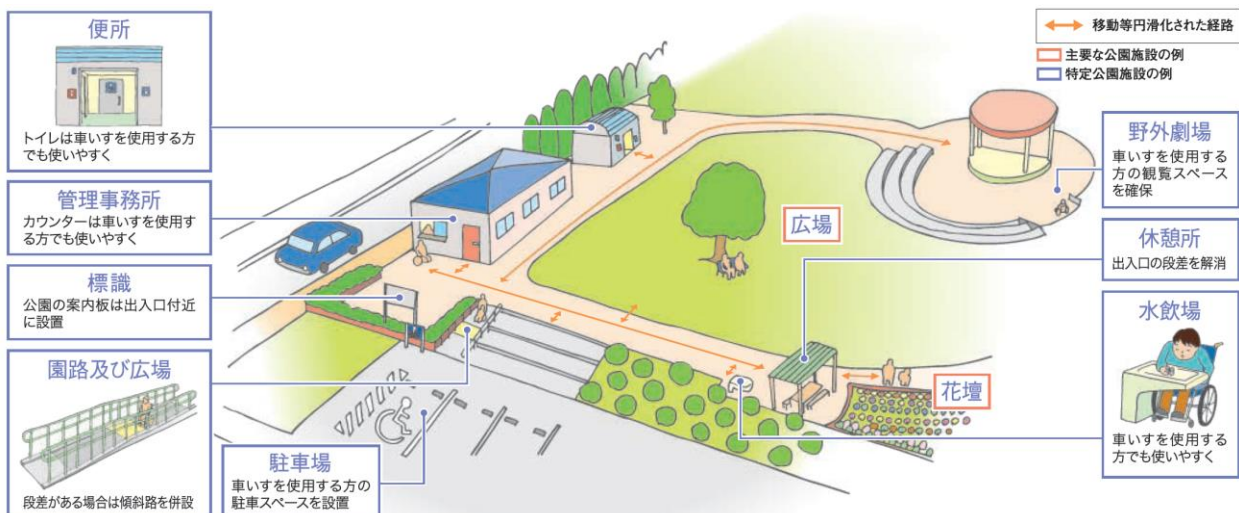


コミュニケーション支援ボード
 （公益財団法人明治安田こころの健康財団より）

(5) 都市公園の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①出入口	敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	車いす使用者や ベビーカー利用者等 が通るのに十分な出入口幅を確保する（90cm以上）。
	歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
②園路	主要な園路は 平坦で固くしまっていて滑りにくい路面 とする。
	主要な園路には段差を設けない。
	主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）。
③トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。
④休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
	車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲場を設置する。
⑤案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
⑥維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
⑦その他設備	庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。
	避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮する。
⑧人的対応・心のバリアフリー [管理事務所がある場合]	職員による案内やサポート、 悪路に対応した車いすの貸出 などの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具 を設け、設置を示す案内を表示する。

● 参考：都市公園のバリアフリー化（国土交通省資料）



用語集

あ	アクセス	目的の場所などを利用するために接近すること。
い	移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）
い	移動等円滑化基準	バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などに関する基準。
い	移動等円滑化の促進に関する基本方針	バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成23年3月31日改正）
え	エスコートゾーン	視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。
お	オストメイト	人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。
お	オストメイト対応設備	トイレ等でオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。
か	ガイドライン	国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。
き	輝度	ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。
く	グレーチング	鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋。
け	経過時間表示式信号機	信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。
け	建築物バリアフリー条例（東京都）	「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成15年施行、平成18年改正）の通称。バリアフリー法第14条第3項の規定により、都内の建築物に対しバリアフリー化の義務付け対象の拡大や整備基準の強化を行っている。
こ	交通政策基本法	平成25年12月4日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めている。
こ	合理的配慮	障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。

こ	心のバリアフリー	高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。また、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことや移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。
こ	コミュニケーション支援ボード	障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵や図記号が示されたボード。
こ	コミュニティ道路	人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路。車道を蛇行させる、ジグザグにする、車道面を隆起させたハンプを設置するなど、心理的、物理的に車の速度が低下するように設計されている。
こ	コミュニティバス	従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして、自治体が関与して運行する乗合バス。生活道路など狭い道を運行するため、小型バスが使用されることが多い。
さ	サイン	道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。
し	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅の密集地域や住宅、店舗及び工場などが混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。
し	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロック。
し	施設設置管理者	公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。
し	自転車走行空間整備	自転車が安全に走行できる空間を道路上に整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。
し	社会的障壁	障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。
し	重点整備地区	バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。
し	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月制定、平成 28 年 4 月 1 日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。
し	触知（案内）図	視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。

す	スパイラルアップ	計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。
せ	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路。
せ	生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。
せ	（バスの）正着	バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。
た	多機能トイレ	車いす使用者が利用できる広い空間が確保され、さらに足の不自由な人、乳幼児同伴者、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。
た	段鼻	階段の踏み面の先端部。
と	東京都福祉のまちづくり条例	平成21年3月改正。ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。
と	特定公園施設	都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識などがある。
と	特定事業	バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。
と	特定事業計画	バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する施設設置管理者等が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画がある。
と	特定車両	軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。
と	特定路外駐車場	道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。
に	ニーリング	バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。
の	ノンステップバス	乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。
は	ハード・ソフト	ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度などに主に運用に関するもの。

は	バリアフリー	障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。
は	バリアフリー基本構想	バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。
は	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日施行。
は	バリアフリールート	障害者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。
ひ	PDCA サイクル	⇒「スパイラルアップ」の項を参照。
ひ	ピクトグラム	「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号（サイン）の一つ。
ふ	福祉タクシー	道路運送法第 3 条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。
ふ	文京区基本構想	区の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本区行政の最も上位に位置する総合計画。平成 22 年 6 月に「文京区基本構想（歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」）」が策定された。
ふ	文京区 都市マスタープラン	都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成 8 年に策定し、平成 22 年度に改定した。文京区に住み、働く人がまちに魅力を感じ、誇ることができ、そして区外から訪れたいと思ってもらえるようなまちづくりのビジョンを示したもの。
ほ	ホームドア・ 可動式ホーム柵	駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。
わ	ワークショップ	一方的な情報提供でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で問題解決や創造を行う場、又はその活動手法のこと。

文京区バリアフリー基本構想 重点整備地区別計画

【都心地域・下町隣接地域】

平成 29 年 3 月策定

発行／文京区

編集／都市計画部 都市計画課

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 03-3812-7111（代表）

地図の作成にあたっては東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 23 年度版）を使用した。
（承認番号 MMT 利許第 23081 号-36）無断複製を禁ずる。

再生紙を使用しています。

印刷物番号 G0216014

頒布価格 1,080 円



紋章
1951



シンボルマーク
2017